# 第3章 基本構想の策定

- 3 1 基本的な方針
- 3-1-1 意義(位置付け)

既述のとおり、本基本構想は「交通バリアフリー法」に則り策定されるものであるが、同時に、本市における将来のあるべき都市像を実現するために策定された上位計画である「茨木市総合計画(第3次)」と、その実現を目指すための指針となる「茨木市都市計画マスタープラン(市町村の都市計画に関する基本的な方針)」を視野に入れ、これらの具現化をバックアップしていくものともなる。

また、高齢者や障害者などが安心して生活できるまちづくりを進めるために 定めた「福祉のまちづくり指導要綱」との連携・協調を図ることで、より広く、 ハード・ソフトの両面からバリアフリー化に資する都市構造の構築が推進され ることとなるものである。

#### ・茨木市総合計画(第3次)

現状と課題を踏まえ、21世紀の初頭に向けて(目標年次:平成17(2005)年)における本市の将来都市像を確立し、総合的・計画的な行政運営を図るため、平成7年に策定されたものである。

この中では、本市の将来都市像の一つとして「やさしさあふれる『福祉実感都市』」が挙げられており、これを実現するため、「高齢者や障害者などの社会参加を妨げている物理的障害を取り除くため都市施設の整備改善を積極的に促進する」ことを基本計画としている。

## ・茨木市都市計画マスタープラン(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

上述の茨木市基本計画が、市民生活の様々なまちづくりの基本方針を示すものであるのに対して、茨木市都市計画マスタープランは、総合的なまちづくりを都市計画として具体化していくための基本方針を示したものであり、平成 10 年 3 月に策定している。

この中では、まちづくりの課題として、「高齢者や障害者をはじめ、すべての人々が安心して暮らせるまちづくりは、建築物だけでなく、道路、公園等の公共施設の整備に係わるものであり、整備、更新時に必要な対策を講じるだけでなく、まちづくり

全体において、ハードの都市基盤としての整備や、それを円滑に機能させるためのソフトの施策について、あらかじめ福祉を考慮した対応が必要となってくる」ことを挙げたうえで、「高齢者や障害者などを含め全ての人が、自らの意思で自由に行動し、社会参加できることは基本的に守られなければならない権利であるという視点に立って、まちづくりを進める」という基本方針が示されている。

### ・福祉のまちづくり指導要綱

高齢者・障害者等が安全かつ快適に生活できる地域環境を創出することを目的として、市民が日常生活において広く利用する建築物、道路、公園、駐車場、その他の都市施設について、高齢者・障害者を含むすべての人々が利用しやすくするための基準を示したものであり、平成5年3月に策定(平成11年7月に改正)している。

本要綱により、対象施設等の建築に当たってその建築主は、バリアフリー化を進めるために必要となる各種整備項目について、定められた「整備基準」又は「誘導基準」に適合させるよう努力していく義務を負うこととなった。

なお、本要綱策定の背景には、こうした生活環境の整備こそが、すべての市民が「共 に生き・共に生活する」福祉のまちづくりの基本であるとの理念が貫かれている。

# 3-1-2 整備目標時期

整備目標時期については、2010(平成22)年を基本とする。